

ふくい消費生活

高齢者の 消費者トラブル

見守りの ポイント



福井県消費生活センターに寄せられる相談は、**約4割**が高齢者の方からの相談となっています。消費者トラブルを未然に防止するためには、高齢者ご本人が気をつけるだけでなく、ご家族をはじめ、周囲の方々が高齢者を見守ることが重要です。次のような変化が見られた場合、消費者トラブルに巻き込まれている可能性があります。消費生活センターへの相談を勧めてください。

- ☐ 宅配便や郵便物が頻繁に届いている
- ☐ 見慣れない商品や名刺、パンフレットがある
- ☐ 見知らぬ業者がよく出入りしている
- ☐ 古い着物や貴金属が出ている
- ☐ 明らかにお金に困っている様子が見られる
- ☐ 開けていない段ボール箱がたくさんある
- ☐ ATMの前で電話をしている



「気をつけよう！見守ろう！ふくい消費生活」はこちらからダウンロードできます▶

目次

● 気をつけて欲しい消費者トラブル事例	2
● 高齢者の家庭内事故	3
● 試買テスト～減塩食品～	4
● シニア時代の交通安全	5
● ふくい おもいやり消費応援団	6
● エシカルイベント／くらしの講座	7
● 専門家による消費生活相談会／消費生活センターのご案内／アンケートのお願い	8

気をつけて欲しい消費者トラブル

便利なネット通販…でも、こんなトラブルが！

事例
1

インターネット通販で洋服を注文してみた。しかし、届いた商品はイメージと違っていたため、クーリング・オフしたいが、できるか？

回答

インターネット通販ではクーリング・オフ制度はありません。返品可否や条件についての特約があれば、特約に従います。返品不可といった特約がない場合は8日以内（商品を受け取った日を含む）であれば返品できますが、返品費用は消費者負担となります。



事例
2

「初回お試し価格500円」という化粧品を、インターネットショップで購入したが、1か月後、また商品が届いた。それで定期購入になっていると気づき、業者に解約したい旨の連絡をしたが、「最終確認画面で、発送日の10日前までに申し出がないと解約できない」と記載している。すでに届いている商品の解約はできない。」と言われた。2回目以降の商品価格は高額なため、早く解約したい。

回答

サイト内の「最終確認画面」に解約条件等の明記がある場合は、その条件に従うことになります。しかし、解約条件等の明記がない場合、ネット通販にはクーリング・オフ制度がないため、いったん注文してしまうと、簡単に契約の解除はできないため注意が必要です。また、解約の手続きを経ないまま受取拒否や返品をしても、契約は継続されるので、再度、商品が届いたり、請求が続きます。



ネット通販を行う際の 注意点

- POINT① 商品の購入回数や契約の継続期間を確認する
- POINT② 支払金額を確認する
- POINT③ 解約条件や解約方法を確認する
- POINT④ 利用規約を確認する
- POINT⑤ 最終確認画面のスクリーンショットを撮る

こんな消費者トラブルにも気をつけて！

- 警察官や通信事業者などの身分を騙る“なりすまし（身分詐称）”
- 「無料サービス」として勧誘し、高額な契約をさせる“無料商法”
- 「点検に来た」と来住し、「工事しないと危険」と不安をあおり契約させる“点検商法”
- 日常生活でのトラブル（トイレの詰まり、鍵の修理等）に付け込んで多額の料金を請求する“レスキュー商法”
- 「すきま時間で簡単に儲かる」と勧誘し、高額なサポート契約をさせる“副業サイト”

STOP 高齢者の事故！

10月10日は 「転倒予防の日」

高齢者の転倒事故に注意しましょう！

転倒事故の約半数が住み慣れた自宅で発生しています。原因の多くは、家の中のちいさな段差や階段などです。高齢者は若い人と比べ、転んだ際に重症化しやすく、寝たきりになることもあります。

こんな事故も起きています

■着替え中に…

立ったままズボンはき替えようとしたところ、バランスを崩し転倒



■高いところの物を取ろうと…

脚立から転倒
またいでいた脚立から降りようと反転した際に転倒
三脚脚立が急に倒れて転倒



■室内で…

カーペットラグで滑ってバランスを崩し転倒



転倒事故の注意ポイント

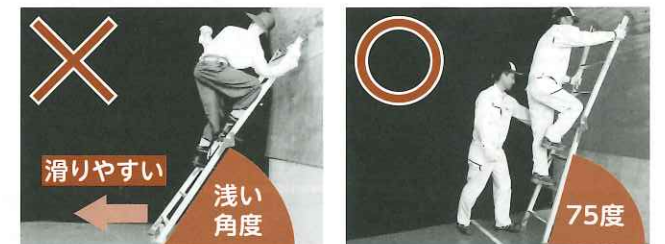
- ◆ 個人に合った適度な運動を続け、体の機能低下を防ぎましょう。
- ◆ 寝起きや夜間のトイレなどで、ベッドから起き上がる時や体勢を変えるときは慎重にしましょう。
- ◆ 浴室や脱衣所には、滑り止めマットを敷きましょう。
- ◆ 段差のあるところや階段、玄関には、手すりや滑り止めを設置しましょう。
- ◆ 電源コードが通り道にこないように、電気製品を置きましょう。

出典：『10月10日は「転倒予防の日」、高齢者の転倒事故に注意しましょう！』（消費者庁）を加工して作成

座っている時間を減らし、立つ・歩く時間を増やすなど、普段から体を動かすように心がけましょう！

「はしご・脚立」の使い方

この注意事項、知っていますか？



はしごの立て掛け角度は75度
大人の補助者が支えましょう



脚立の**てんばん**には
乗らない・すわらない・またがらない

nite 製品安全センター

福井県消費生活センター 商品テスト業務のご紹介

県消費生活センターでは、

- 苦情品の原因究明のためのテスト
- 市販品の価格や表示、品質等を調査し、その結果を消費者に情報提供する「試買テスト」
- テスト機器を活用した“実習”と、消費トラブルについての知識を学ぶ“ミニ講義”を組合せた「実習型の消費者講座」
- 団体等への簡易テスト機器の貸出し

を行っています。

商品に関する苦情・相談や、講座の申込み、機器の貸出しについて、お気軽にお問合せください。

減塩食品について調べました

9種類の減塩食品（「減塩」などをうたう食品）計10銘柄について、同じメーカーの通常品（「減塩」などをうたっていないもの）計9銘柄と比較しました。

※しょうゆは、「塩分25%カット」をうたう商品と「塩分40%カット」をうたう商品の2銘柄がありました。

種類	通常品	減塩食品
①ちくわ	1銘柄	1銘柄
②ロースハム	1銘柄	1銘柄
③生みそ	1銘柄	1銘柄
④しょうゆ	1銘柄	2銘柄※
⑤インスタントみそ汁	1銘柄	1銘柄
⑥だしの素	1銘柄	1銘柄
⑦コンソメスープ	1銘柄	1銘柄
⑧鶏がらスープ	1銘柄	1銘柄
⑨塩こんぶ	1銘柄	1銘柄

テスト結果

- 表示内容を調べたところ、「塩分〇%カット」など、低減された旨を相対表示する「栄養強調表示」については、2品目（ちくわ、ロースハム）は「日本食品標準成分表」の同品目の食品と比較しており、残り7品目は自社の通常品と比較していました。
- モニターによる相対試食評価（通常品に対して、減塩食品を喫食した時にどう感じるか）では、全品目で、半数以上のモニターから「減塩食品でも十分である」との評価が得られました。

消費者へのアドバイス

- 「塩分〇%カット」など、低減された旨を相対表示する「栄養強調表示」は、比較対象食品が銘柄によって異なるため、商品選択時に、表示内容をよく確認することが重要です。
- 消費者庁の栄養成分表示の活用のための啓発資料「減塩社会への道」には、食塩摂取量を減らすポイントとして、「ふだんよく食べる食品からの食塩摂取量を減らす」、「調味料からの食塩摂取量を減らす」などと記載されています。

詳しくはホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

県消費生活センター
「令和6年度試買テストの結果がまとまりました」



（参考）消費者庁の啓発資料
「減塩社会への道」

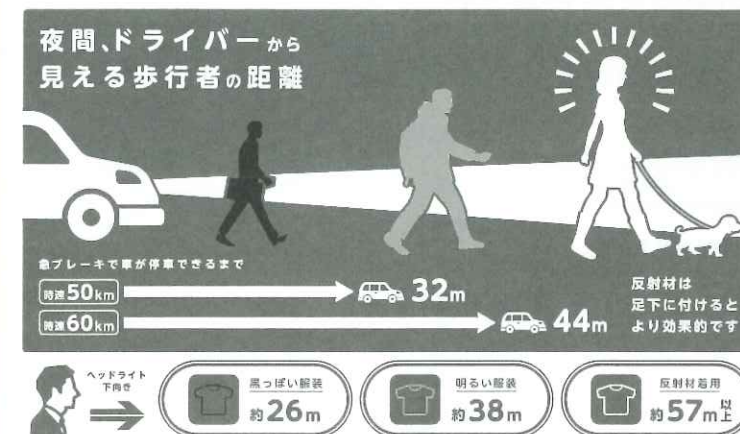


シニア時代の交通安全

これからの季節、反射材で事故防止！！

令和6年の交通事故死者は23人で、その4割以上に当たる10人が自転車乗用中や歩行中の高齢交通弱者です。また、夜間歩行中に交通事故で亡くなられた全員が反射材非着用でした。

反射材は、暗い道でも、ドライバーに自分の存在を早めに知らせることができ、交通事故防止にとっても効果的です。



反射材には、手軽に身に着けることができる反射シールやキーホルダーなど様々な種類のものがあります。

日没時間が早まっていくこの時期、反射材を着用して交通事故を防止しましょう。

はぴコインが当たる！？クイズで交通事故防止

県では、交通事故防止に役立つクイズを実施しています。

クイズは毎月テーマが変わり、クイズに回答して頂いた方の中から、抽選で毎月30名の方にはぴコイン500円分をプレゼントしております。皆さま、ぜひ、ご参加ください。

〈クイズテーマ〉 毎月4問

9月

「高齢ドライバーの交通安全」

10月

「高齢歩行者・自転車利用者の交通安全」

クイズは
こちらから
参加できます！！



ふくい おもいやり消費応援団の 新規登録事業者を紹介します!!

今年度ご登録いただいた事業者

- ・有限会社 竹内商店
- ・株式会社 富士屋
- ・麻王伝兵衛
- ・有限会社 山文岸野商店
- ・株式会社 フード福井
- ・株式会社 芦見屋グループ
- ・JA福井県直売所
- ・社会福祉法人 福井県セルプ
- ・株式会社 西勘堂
- ・西武福井店
- ・エクネス株式会社
- ・株式会社 松川レピヤン
- ・フク醤油株式会社
- ・就労継続支援 前進主義
- ・エーシンググループ
- ・横井チョコレート株式会社



ふくい おもいやり消費応援団とは!?

人や社会・地域・環境に配慮した
「エシカル消費」を広めるための応援団です!

PICK UP 企業

JA福井県直売所各店

- <エシカルな取組み>
- 地産地消の推進
 - 地元の食材を使用した6次産業化 など



就労継続支援 前進主義

- <エシカルな取組み>
- アップサイクル製品の制作
 - 授産製品の販売「くまの隠れ家」など



株式会社 西勘堂

- <エシカルな取組み>
- 規格外の果物の使用
 - 地元の甘エビの殻を使ったスイーツの開発



その他の登録企業・
取組をご覧いただけます。



エシカル イベント

10月1日
～令和8年1月31日

ふくいエシカル
やってみよう
キャンペーン
開始!!



10月22日

【事業者向け】
無印良品に学ぶ!
ふくい
エシカル
セミナー



11月1日～16日

ふくいエシカルマルシェ
in西武福井店

@AnshinFukui



続報は<安全安心ふくいX>をフォローしてお待ちください!▶▶▶



くらしの講座を開催します! 参加費無料

変化の時代を自分らしく、心豊かに生きるためのヒントを見つける講座です。どの講座も自由にご参加できます。受講方法は、会場・オンラインが選べます。

タイパ時代の健康づくりと食選び

時間効率を意識した健康づくり。食事を基本に、話題の食品やサプリと賢く付き合うヒントをお伝えします。

日時 9月27日(土)10:00～11:30

講師 仁愛大学 人間生活学部
教授 鳴瀬 碧 氏

どうなる?物価と暮らし 今から始める将来への備え

物価高騰の原因から、暮らしを守る具体的なアクションを考えます。お金との付き合い方を見直しましょう。

日時 10月11日(土)10:00～11:30

講師 暮らしのマネープラン相談センター福井
堂 堃 聖 氏

不安を安心に変える 住まいの終活

住まいの終活は、ご自身の安心と、家族を想う大切な準備です。早めの準備で、将来のトラブルを防ぎましょう。

日時 11月8日(土)10:00～11:30

講師 住まいの消費者教育研究所
代表 菊池 浩史 氏

定 員 各回50名(先着順) 申込締切 各日程の3日前

会場受講 福井県民生協本部センター(福井市開発5-1603)

オンライン受講 Zoomによるリアルタイム配信

申込受付 お申込みは、くらなびHP(二次元コード)から
会場でご受講の場合、お電話(0776-52-0626)でも承ります。

問合せ
申込先

公益社団法人ふくい・くらしの研究所[TEL]0776-52-0626

※上記セミナー・講座は福井県が公益社団法人ふくい・くらしの研究所に委託して実施しています。

お申込みは
こちら
くらなびHP
から▶▶▶



動画で学ぼう!くらしのオンデマンド講座 お申込み受付中!

スキマ時間に学べる「くらしのオンデマンド講座」で、新しい知識と実践スキルを楽しく身につけませんか? 各講座、15分程度の短い動画が4～5項目で構成されています。9月～12月の間、いつでも視聴可能です。

- 9月公開 意外と知らない終活のモロモロ【配信期間】 9月～12月
- 10月公開 ネット社会に潜む犯罪にあわないために【配信期間】 10月～12月
- 11月公開 契約のキホンとトラブル対処法【配信期間】 11月～12月
- 12月公開 プロから学ぶお金の知識【配信期間】 12月

申込方法 オンデマンド講座のお申込みは右記の二次元コード、もしくはくらなびHPから

申込受付 9月～12月の期間中、随時受付します。申込受付後、9月より順次、視聴用URLをお送りします。

*「くらしのオンデマンド講座」にお申込みの方から抽選で10名様にエシカルな商品をプレゼント!
※ご当選者様には、商品の発送に必要な個人情報をお伺いする場合がございます。

オンデマンド講座の
お申込みはこちら▼



消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

10月～12月の開設日

開設時間／14:00～16:00

分野	10月		11月		12月	
福井弁護士会 (法律)	7日(火)	県消費生活センター	4日(火)	県消費生活センター	2日(火)	県消費生活センター
	9日(木)	県嶺南消費生活センター	13日(木)	県嶺南消費生活センター	11日(木)	敦賀市消費者センター (0770-22-8155)
	15日(水)	勝山市消費者センター (0779-88-8103)				
司法書士(法律)	23日(木)	県嶺南消費生活センター	27日(木)	県嶺南消費生活センター	25日(木)	県嶺南消費生活センター

※事前に申込みが必要です。申込受付は、県・県嶺南消費生活センターまでご連絡ください。
市町の相談窓口で開催の場合は、その開催市町でも予約できます。

お気軽に
ご相談下さい

消費生活のご相談は… 来所のほか、電話やメールでもご相談ください

福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

☎ 0776-22-1102

FAX 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(白鬚業務棟3階)

☎ 0770-52-7830

FAX 0770-52-7831

受付時間／9:00～17:00(祝日・年末年始は休館) ※嶺南消費生活センターは第3日曜日も休館

ホームページ

フェイスブック

LINE

Instagram

メール相談受付

🔍 福井県 消費生活



消費者ホットライン

局番なし

い や や
188

福井県消費生活センターやお近くの消費相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。

情報誌に関するアンケートを実施しています



- ① スマートフォンでカメラを起動します。
- ② カメラをQRコードにかざし、読み取りたいQRコードをタップします。
- ③ 表示された通知(URL)をタップすると、アンケートのページへ移動できます。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

◀◀◀◀ アンケートはこちらから ぜひ、ご意見をよろしくお願いいたします。

発行

福井県防災安全部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

☎ 0776-20-0287 FAX 0776-20-0633



@AnshinFukui

安全安心ふくい
X(エックス)

消費に関する安全安心の
情報を発信しています。
ぜひ、フォローしてくだ
さい。

発行日／令和7年9月